

技術補助金の基礎知識

企業の方が、新しい技術を開発するときに、資金を支払ってもらえる制度がありますが、これらの資金の出所は税金ですから、いろいろな制約もあります。

本紙は、これらの制度を使う場合の「よくあるご質問」、「勘違い」をまとめたものです。

[お問い合わせ先]

四国経済産業局(産業技術課)
Tel : 087-811-8518

技術開発に使う経費であれば、どのような経費でも支払ってもらえるのですか？

A: 違います。

支払いの対象になるのは、部品や原材料の購入費用、人件費、外注費などですが、制度によって違いますので、各制度の公募要領を確認する必要があります。また、採択された事業の目的(例えば:「〇〇の開発」)に使う経費だけが対象です。次のようなものは、対象になりません。

- 利用の用途が広く、目的外に使うことがあるもの
- 大学への寄付金など、用途が不明確なもの

対象となる期間は決まっていますか？

A: 決まっています。

対象となる期間は、採択されることが決まったときに定められます。期間の前に「発注」されたものや、期間の後に「支払い」されたものは対象になりません。

手形決済の場合は、期間内に口座から落ちている経費です。振出日ではありません。

支払いを受けるとき、どのような書類が必要ですか？

A: 使った経費の額を、明らかにすることが出来る書類が必要です。

見積書、発注書、納品書、請求書、領収書等

どの制度が採択されやすいのですか？

A: お答えするのは困難です。一度、ご連絡ください。

やろうとされる事業内容をお教えいただければ、相応しい制度をご紹介しますことはできます。一度、ご連絡ください。

いつ支払ってもらえるのですか？

A: 通常、事業終了後、1ヶ月程度で支払います。

事業の途中で支払いができる制度もあります。

「補助」と「委託」の違い

本紙では、わかりやすくするため、単純に、「補助金交付者・委託者を“国”」、「補助事業者・受託者を“企業”」と表現しています。

ご質問	補助	委託
割合	いくらぐらい資金を支払ってもらえるのか？	通常、 対象経費の「1/2」「2/3」 です。対象経費は、公募要領等に記載されています。
成果	成果物（完成した機械装置等）、調達物（研究のために購入した機械装置等）は、誰のものか？ また、自由に使えるのか？	成果物、調達物ともに「国有財産」 です。使うためには、国有財産を使用するための手続きが必要です。また、使用できる場合も「国有財産の管理者」としての責任、義務が求められます。
	特許、ノウハウは誰の所有か？	原則、 「企業」の所有 です。
第三者への委託	事業実施の時、第三者に委託しても良いか？	通常、できません。③
法令	ルールが複雑だと聞かすが、国の会計ルールのほかに、どういう規則があるのか？	補助事業毎に定められている「交付要綱」のほか、特別の法律（補助金等適正化法）、交付の際の条件などがあります。
備考	<p>①委託事業で得られた特許等であっても、「産業活力再生特別措置法」の「バイドール規定」により、企業が所有することができます。バイドール規定を適用できるかどうかは委託事業の制度毎に異なりますので、事前に確認しておくことが必要です。</p> <p>②第三者への委託・外注費が多いと、“誰がその事業をすることが最も適切なのか”、“委託した第三者の企業が直接実施する方が適切ではないか”との疑問が生まれます。</p> <p>③「地域イノベーション創出研究開発事業」など、第三者への再委託を制度化している事業もあります。</p>	